

---

## 2026年度日本産食品グローバル・ゲートウェイ事業 募集要項（6月期募集）

---

### 6月期募集地域

- ◇ バンコク
- ◇ サンティアゴ
- ◇ ヨハネスブルク

2026年6月  
農林水産食品部 事業推進課

# 目次

1	事業概要	-----	P3
2	出品要件	-----	P4
3	お申し込み・出品の流れ	-----	P5
4	募集スケジュール	-----	P5
5	費用負担・輸送・商談における留意点	-----	P6
6	各地域募集内容		
	(1)バンコク	-----	P7~10
	(2)サンティアゴ	-----	P11~13
	(3)ヨハネスブルク	-----	P14
7	キャンセル規定	-----	P15
8	出品者選考について	-----	P15
9	Japan Streetへの商品掲載について	-----	P15
10	留意事項	-----	P16
11	免責規定	-----	P17
12	お問い合わせ	-----	P17

# 1. 事業概要と6月期募集内容

## ◆事業概要

### 1. 日本産食品の海外販路開拓・拡大を支援。海外20都市以上で貴社と商品を紹介

- 日本産食品グローバル・ゲートウェイ事業（以下、GGW事業）は、ジェトロ招待バイヤー専用オンラインカタログ（Japan Street※）を活用し、日本産食品の海外販路開拓・拡大を目指す日本の事業者と商品情報を発信し、海外バイヤーへの情報発信、商談に向けた関心喚起を図ります。
- 2026年度は今回募集する地域を含め、本事業を実施する海外20都市以上の海外バイヤーに対して情報を発信します。
- 貴社の情報発信にあたり商品サンプルを提供、現地送付いただけるとその後の商談組成に効果的です。

### 2. 海外バイヤーとのオンラインまたは対面での商談機会を提供

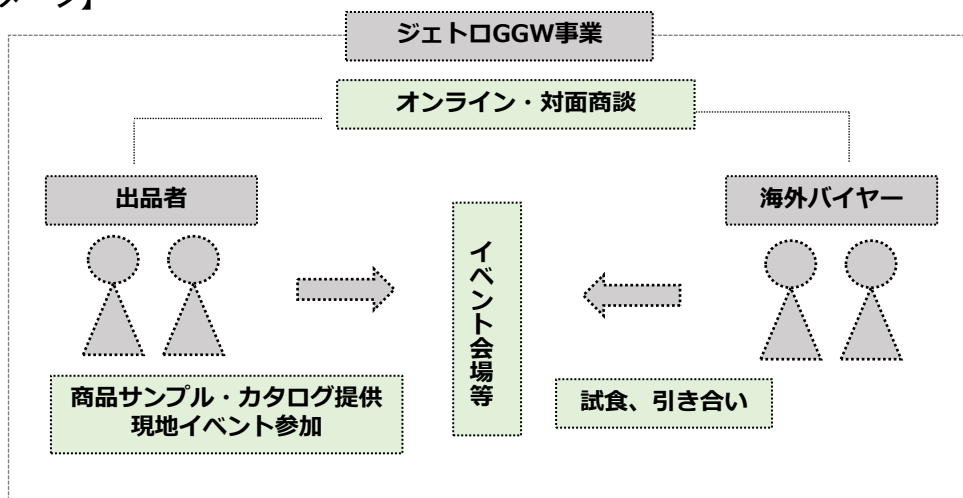
- 貴社商品に関心を示す海外バイヤーとオンラインまたは対面での商談機会を提供します。
- 対面商談の場合は、ジェトロが海外各地で実施する対面商談会に参加いただけます。

### 3. ターゲットの海外市場に合わせた事業を用意。日本産食品の浸透がこれからの新市場開拓も支援

- 2026年度はすでに日本産食品が浸透している国・地域のほか、今後の市場成長が期待される新市場、非日系市場での事業展開を強化します（今回の募集地域以外は6月以降に募集開始予定）

※ “Japan Streetについては「ジェトロ招待バイヤー専用 オンラインカタログ “Japan Street”（[https://www.jetro.go.jp/services/japan\\_street/](https://www.jetro.go.jp/services/japan_street/)）」を参照ください

#### 【事業イメージ】



## ◆6月期募集地域と事業実施期間

### 6月期募集地域

- <アジア> バンコク
- <南米> サンティアゴ
- <アフリカ> ヨハネスブルク

※中国は年間で募集中です。

### 事業実施期間

2026年7月中～2027年3月31日（予定）

実施国・地域により事業実施期間が異なります。詳細は「6.各地域募集内容詳細」を参照ください。

## 2. 出品要件

### ◆本事業の主な対象者

- ・ 自社が取り扱う日本産食品の輸出先開拓、輸出拡大を希望されている方
- ・ 自社および自社製品を海外バイヤーに広く紹介し、輸出先開拓、拡大を希望されている方
- ・ 商談（オンライン、対面）参加を通じて、海外バイヤーとの商談参加を希望されている方
- ・ 新たな市場の開拓を目指している方

### ◆出品要件

1. 現地の輸入規制や検疫条件に照らして、出品物が現地で販売可能な日本産農水産物・食品又は日本産原料を使用して海外で生産された農水産物・食品であること（消費者訴求の観点から「日本生産」であることが望ましい）。

（ご参考）

- ・ ジェトロウェブサイト「日本からの輸出に関する制度」  
<https://www.jetro.go.jp/industry/foods/exportguide/country.html>
- ・ 海外の食品規則チェックサイト OMARS  
<https://export-regulations.maff.go.jp/>

2. 出品目的が商談による取引先の発掘・継続取引であること。プロモーションや調査が主目的ではないこと。
3. 輸出に伴う需要増に対応できる供給体制を有すること。
4. 事業参加後も海外からの引き合いに対して、必要に応じ日本語以外の言語に対応可能な担当者があること。
5. 英語又は現地語で商談用資料（企業情報、商品情報、商品価格表）を既に揃えており、バイヤーの求めがあった場合やオンライン商談時には、バイヤーに提示できること。
6. ジェトロが求める各種データベースへの情報の登録、成果把握の為にを行うアンケート等に協力すること。
7. オンライン会議システムを利用可能な環境（コンピューター等のハードウェア環境及びインターネット環境）を有し、会期中、会場との通信に支障をきたさないこと。
8. 募集要項等の内容、条件に同意していること。

#### 【輸出に関する規制関連のお問合せ】

農林水産物・食品輸出相談窓口

TEL：03-3582-5646 <受付時間>平日9時～12時/13時～17時（祝祭日・年末年始を除く）

最寄りのジェトロでもご相談を受け付けています。（国内事務所一覧）

<http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/>

## 3. お申し込み・出品の流れ

### ◆お申し込み・出品の流れ

#### STEP1

#### お客様情報の入力

本募集要項をご一読いただき、応募条件を満たすことを確認ください。  
以下URLより登録をお願いいたします。

バンコク：<https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0093964H>  
サンティアゴ：<https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0093978N>  
ヨハネスブルク：<https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0093942D>

#### STEP2

#### Japan Street商品登録情報の修正・追加登録

この度新たにJapan Streetへご登録いただく事業者様は、  
STEP 1 の完了日から3営業日以降に、STEP2~3へお進みください。  
出品を希望される貴社商品を登録・修正ください。

<サプライヤーマイページ(e-Venue)>

[https://e-venue.jetro.go.jp/bizportal/s/businesscasejs/BusinessCaseJS\\_c/Default?language=ja](https://e-venue.jetro.go.jp/bizportal/s/businesscasejs/BusinessCaseJS_c/Default?language=ja)

<サプライヤーマイページ(e-Venue)利用の手引き>

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/services/japan\\_street/pdf/userguide\\_e-Venue\\_20260115.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/services/japan_street/pdf/userguide_e-Venue_20260115.pdf)

#### STEP3

#### 参加地域へのお申込み

STEP2で登録・修正された商品は即時に反映されます。マイページから出品を希望される商品のIDをご確認ください。

各地域の申込みフォームは、STEP1登録後の自動応答メールにてお送りします。参加を希望される地域を選択後、商品IDと共に必要な情報を記入ください。

#### ジェットロによる審査、審査結果通知

※審査の結果出品商品が一部制限される場合があります

#### STEP4

#### 事業詳細に係る調整

ジェットロによる審査の結果、採択者様には各地域の担当者およびジェットロの業務委託先より、事業詳細のご案内やバイヤーとのマッチングに係る追加情報についてご連絡します。

## 4. 募集スケジュール（6月期募集）

STEP1 (お客様情報の登録)	STEP2 (Japan Streetへの商品登録)	STEP3 (参加地域への申込み)
6月15日 (月) ～6月24日 (水)	～6月29日 (月)	～6月29日 (月)

※ 6月期の募集国・地域は、本募集要項P3を参照ください。

※ 募集定員に達した場合、募集期間内でも途中締切の場合があります。あらかじめご承知おきのうえ、お早めにお申し込みください。

※ 中国は通年で募集中ですので、ご関心のかたはジェットロまでご連絡・ご相談ください。

## 5. 費用負担・輸送・商談における留意点

### ◆費用負担

#### ➤ 主催者(ジェトロ)による負担内容

- ・ 商談会等イベント運営費（会場費、オンライン商談の通訳費）
- ・ バイヤー来場アレンジ費

#### ➤ 出品者による負担内容

- ・ 商談に伴う通信費（出品者のインターネット通信費等）
- ・ 食品サンプル費、**現地指定倉庫までのサンプル輸送費（※）**
- ・ 輸出に係る必要書類（日本で取得する衛生証明書、検疫証明書等）発行に係る費用
- ・ その他上記「主催者(ジェトロ)の負担」に定める以外の全ての経費

※詳細は各地域の募集要項を参照ください。

### ◆輸送における留意点

- ・ 参加される各地域で、輸送できる商品サンプルの温度帯が定められています。
- ・ 提供された商品サンプルの返却はできませんのであらかじめご了承ください。
- ・ 輸送中の事故等で商品サンプルが現地指定倉庫に届かなかった場合でも、サンプル費用およびサンプル輸送費用等の返還、補償はできませんのであらかじめご了承ください（輸送等に係る保険の付保は出品者自身でお願いします）。
- ・ 輸送された商品サンプルは、オンライン商談を希望する企業に優先的に提供するなど、本事業にて有効活用します。また賞味期限切れとなった場合は順次廃棄します。
- ・ その他詳細は、各地域募集要項をご確認ください。

### ◆商談における留意点

- ・ 海外バイヤーが関心を示さない場合は、商談をセットできない場合もあります。
- ・ 商談設定後に自己都合で商談をキャンセルされた場合、以降の本事業にかかる出品者の選考において考慮される場合があります。
- ・ 海外バイヤーの都合で商談がキャンセルの場合、事業者の意向を踏まえ、再度商談セットを試みます。
- ・ 同一バイヤーとの**商談手配は1回のみです**。商談後のバイヤーとのやり取りは、当事者間で直接行なっていただくこととなります。

## 6. 地域別募集内容

### (1) バンコク (タイ)

## 年間スケジュール/ 2026年オンライン商談会

### 年間スケジュール

今年度バンコクでは、オンライン商談会事業とバンコクと地方での商談会（対面）の計4回の企画イベントを実施予定です。今回の6月期募集では、オンライン商談会の募集を行います。

- ① 6月期募集：オンライン商談会（企画イベント：2026年11月）
- ② 後日募集：第1回ジェットロ主催地方商談会（企画イベント：2026年9～10月頃）
- ③ 後日募集：第2回ジェットロ主催地方商談会（企画イベント：2026年10～11月頃）
- ④ 後日募集：ジェットロ主催バンコク商談会（企画イベント：2027年1～2月頃）

### <2026年オンライン商談会>

#### ◆基本情報

会期・会場：2026年11月後半(予定) ・オンライン

主催：ジェットロ

参加バイヤー：タイの食品輸入事業者（日・タイ系他）

参加企業数：100社程度

#### ◆スケジュール (予定)

2026年6月 募集開始

7月 採択通知（予定）

7-8月 カタログ作成・準備、出品者説明会

9月 バイヤーとのマッチング（商談セット）、サンプル輸送

11月 オンライン商談会

#### ◆対象商品 日本産食品全般

※常温・冷凍品。（冷蔵品は対象外）

※賞味期限が6か月以上。

#### ◆有望商品 水産物、牛肉、コメ、青果物、茶、菓子、酒類、冷凍食品、健康補助食品等

#### ◆対象要件

- ・ タイ語表示対応をはじめ、タイの輸入規制に対応できること。  
タイの輸入規制の詳細は[バンコク輸出支援プラットフォーム](#)をご確認ください。
- ・ タイのバイヤーへのサンプル輸送が可能であること。  
輸送手続きは指定事業者へ委託します（自己負担）。  
※タイでの輸入業者が決まっていない商品（企業）を優先します。  
※THAIFEX2026 ジャパンパビリオン未出展企業を優先します。

#### ◆特徴

##### ①タイへ渡航せず、多くの現地有力バイヤーに商品を紹介・商談機会を提供

- ・ バイヤーにはオンラインカタログを提供し、WEB会議システムを通じて、ご希望商品などを探していただけます。
- ・ オンラインによる事前マッチング型の商談を実施するため、渡航しなくてもタイ等の有力バイヤーに商品を紹介することができます。

##### ②集中商談日の設定

- ・ バイヤーとの集中オンライン商談日を数日設定します。オンライン商談には商談専門の**日本語・タイ語通訳が同席**し、日本人バイヤーだけでなくタイ人バイヤーとも安心して商談いただけます。

#### ◆提案商品数 Step2でJapan Streetにご登録いただいた商品のうち、最大3商品まで。

#### ◆留置点 サンプルのタイの指定倉庫までの輸送費用（サンプルFDA登録費用含む）については実費負担いただきます（次ページ参照）。輸送方法、輸送可能量、スケジュール等の詳細については参加企業決定後にご連絡いたします。

※品目によってサンプル輸送いただけない場合は、カタログへの掲載のみの紹介予定です。



## 6. 地域別募集内容

### (1) バンコク (タイ)

#### 2026年オンライン商談会

**!** タイへの国際輸送費、輸送に際して必要となるすべての経費は出品者負担となります。

#### ◆サンプル輸送方法

- ・サンプル輸送開始までにサンプルFDA登録が必要になります。出品者確定後、ジェットロ委託事業者よりご案内いたします。
- ・サンプル輸送の手続きに関しても同様に、出品者確定後にジェットロ委託事業者よりご案内いたします。
- ・サンプル輸送関連手続きは、ジェットロ委託事業者を通じての実施を予定しております。
  - ・ジェットロ委託事業者を通じてサンプルFDA登録の手続きを行います。
  - ・国内指定倉庫あてにサンプルを輸送いただきます。
  - ・国内指定倉庫からタイまでの通関・輸送はジェットロが委託する事業者が対応します。
  - ・輸送可能なサンプルは1事業者最大3商品まで、サンプル量は1事業者最大15kgまでになります。

#### ◆サンプル輸送に係る費用負担

##### ・出品者の負担：

サンプルFDA登録費、出品する食品サンプル代、ジェットロ委託事業者が指定するタイ内の指定倉庫までの輸送費、通関等に係る経費等

全ての出展者様 : 55,000円～ ※詳細は次ページ以降をご確認ください。

下記の出展者様は上記の価格に別途追加費用がかかります。

- 牛肉の出展者様 : +25,000円 (動物検疫費)
- 野菜などの出展者様 : +25,000円 (植物検疫費)
- 水産物の出展者様 : +25,000円 (衛生証明費)
- アルコールの出展者様 : +25,000円 (アルコール除外申請費)

##### ・ジェットロの負担：

商談に係る経費 (商談アレンジ・商談時の通訳、タイのサンプル保管、バイヤーへのサンプル送付経費等 (タイ国内))

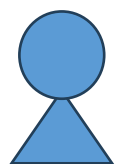
#### ◆請求方法

- ・発生する費用に関しては、出品者採択後、ジェットロ委託事業者より、ご負担いただく費用の見積額を出品者にお知らせします。発生費用は、ジェットロ委託事業者から出品者へ直接請求いたします。

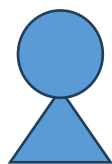
※輸送費のお支払いは、ジェットロが委託する事業者への国内振込となります。

#### ◆留意点

- ・海外バイヤーが関心を示さない場合は、商談をセットできない場合もあります。
- ・商談設定後に自己都合で商談をキャンセルされた場合、原則としてその後2年間、ジェットロ事業の選考で減点対象となりますのでご注意ください。



・現地の反応を見ることができ良かった。  
・新商品の紹介や新規顧客の開拓に繋がった。



タイへの販路拡大を図るために新たな顧客になる可能性のあるタイ国内の卸売業者に接点を持てたことは非常に有意義だった。

## 6. 地域別募集内容

### (1) バンコク (タイ)

## サンプル輸送紹介

**!** タイへの国際輸送費、輸送に際して必要となるすべての経費は出品者負担となります。

### ◆サンプル輸送方法

輸送方法は以下の2パターンからご選択いただけます。

パターン	常温 (常温品・加工食品等)	冷凍 (冷凍食品・生鮮品等)
輸送方法	航空便 (常温)	航空便 (冷凍梱包)
荷量目安	最低引受重量：5kg/社 (合計：+500kg想定)	最低引受重量：5kg/社 (合計：+300kg想定)
所要日数	約2～4日 (関空→スワンナプーム)	約2～4日 (関空→スワンナプーム)
特記事項	関連会社の社名義にてFDA除外申請を実施。 通関からBKK国内配送まで弊社が一括対応。	ドライアイスの重量も運賃計算対象。 冷凍保管が必要な場合は別途ご相談ください。

※日本からタイに発送前にマッチングが確定しており、日本国内で仕分け・梱包することが条件となります。  
※出品者様には神戸の指定倉庫までの配送、費用負担をお願い致します。  
※指定倉庫への配送日到着日は倉庫の受け入れ管理のため、3日程度に限定させていただくことになります。  
※マッチング面談日の約2週間前に日本からタイに発送します。  
※タイでのFDA申請期間は全て書類が揃ってから1週間 - 2週間程度を想定しています。

### ◆費用負担速見表

費用項目	①航空運賃	②取扱い料	③動物・植物検疫	④水産品	⑤アルコール類
常温航空便	○	○	△(対象品のみ)	△(対象品のみ)	△(該当時)
冷凍航空便	○	○	△(対象品のみ)	△(対象品のみ)	△(該当時)

○必須 △対象商品が該当すれば必要

### ◆主な出品者負担費用の目安

#### ①国際航空運賃

温度帯	単価目安	最低引受重量	備考
常温	JPY 1,500/kg 程度	5kg	燃油サーチャージ：別
冷凍	JPY 2,000/kg 程度	5kg	燃油サーチャージ：別

※チャージウェイト (実重量と容積重量の大きい方) が適用されます。  
※冷凍品はドライアイスの重量も運賃計算の対象となります。  
※最低引受重量は温度帯ごとに適用されます (常温5kg・冷凍5kg)。  
※FSC (燃油サーチャージ) は市況により変動します。

## 6. 地域別募集内容

### (1) バンコク (タイ)

## サンプル輸送紹介

### ②取扱い手数料 (FDA除外申請・輸出入通関・書類作成含む)

費用項目	目安金額	備考
取扱い手数料(通関・書類作成)	JPY 10,000/社	輸出入通関申告に必要な書類作成含む
倉庫作業量(国内仕分け・梱包)	JPY 3,600/社 程度	保管料+仕分け手数料+入出荷料 (50-100社規模を想定)
タイ側配送費用(指定倉庫→各社)	THB 500/社 程度	配送先・数量により変動
FDA除外申請代行	THB 6,000/社 程度	1社3SKU・50-100社規模を想定

- ※FDA除外申請は弊社関連会社の名義で実施します(商談サンプル用途)。
- ※FDA除外申請費用は参加社数により1社あたりの金額が変動します。
- ※各社様には金額・梱包サイズなどの情報共有いただきます。
- ※PHOs(トランス脂肪酸の原因となるもの)が該当する商品は輸入できません。
- ※その他、輸入ができない商品は別途ご案内いたします。

### ③動物・植物検疫費用 (該当品のみ)

区分	対象商品	目安金額	備考
動物検疫	牛肉・豚肉・牛乳・乳製品・家きん・鶏卵	JPY 25,000/社	日本・タイ側
植物検疫	果物・野菜・米・抹茶・その他植物性食品	JPY 25,000/社	日本・タイ側

- ※対象商品を輸送される場合のみ発生します。
- ※牛肉は骨由来でないことを証明する衛生証明書が必要です。

### ④水産物 (該当者のみ)

費用項目	目安金額	備考
衛生証明 / Fishery	JPY 25,000/社	日本側・タイ側

- ※対象商品を輸送される場合のみ発生します。
- ※衛生証明書は弊社で取得代行いたします。
- ※FDA該当製品であったとしても、水産加工品の場合はFisheryへの申請が必要となります。

### ⑤アルコール類 (該当者のみ)

費用項目	目安金額	備考
アルコール除外申請	JPY 25,000/社	タイ側 (上限: 6本/箱 - 750ml)

## 6. 地域別募集内容

### (2) サンティアゴ（チリ）

#### 概要

##### ◆基本情報

新たにチリ向けに日本産食品の販路開拓を目指す企業のために、現地バイヤーに対する認知度向上や関心喚起、オンラインによる商談機会創出の取り組みを行います。食品展示会等でのサンプル試食、およびオンライン・商品カタログを通じた商品紹介を実施し、事後にオンライン商談に結び付ける取り組みとなります。

##### ◆参加形式

###### ①企画展示：「日本食試食商談会」

- ・チリ最大の食品展示会でジェトロがサンプル試食を通じて商品を紹介します。
- ・**輸送費自己負担にてサンプルを送付することが前提。**

###### ②GGWカタログ紹介事業

- ・オンライン・商品カタログを作成し、これを通じて商品を紹介します。
- ・バイヤーの商品への理解を高めるため、①にも併せて参加されることをお勧めします。
- ・①の参加者は、**②への参加が必須**となります。

##### ◆有望商品

- ・常温での賞味期限が長い菓子類、即席麺、茶等

##### ◆チリの輸入規制

- ・チリ農牧庁（SAG）の検疫の関係で、生鮮食品（肉類、鮮魚、野菜）や乳製品の輸入は困難です。
- ・指定施設等が定められている品目については、輸出要件をクリアした商品であることをご確認ください。

（ご参考）

証明書や施設認定の申請（農水省）

SAG（チリ農牧庁）のサンプル輸入における食品輸入要件（スペイン語）

## 6. 地域別募集内容

### (2) サンティアゴ (チリ)

#### 企画展：「日本食試食商談会」

##### ◆概要

チリ最大の食品展示会Espacio Food & Serviceのジェットロブース内で、来場したバイヤーにサンプル試食を通じて商品を紹介し、バイヤーの要望があれば、事後にオンライン商談を実施します。サンプルが余った場合には、さらなる関心喚起への活用など、ジェットロが適切に対処いたします。

##### 【食品展示会Espacio Food & Service】

場所：Espacio Riesco (チリ・サンティアゴ市)

期間：2026年9月30日 (水)～10月1日 (木)

来場者：食品輸入・卸売事業者、小売店、飲食店等

##### ◆対象商品

加工食品全般 (常温のみ、飲料は対象外)。

※常温での賞味期限が1年以上で、そのまま食べられるものを対象とします。

※海外輸出実績を有する事業者の商品を対象とします。

※チリ農牧庁 (SAG) の検疫の関係で生鮮食品 (肉類、鮮魚、野菜) や乳製品の輸入は困難なため、本事業の対象外とします。

##### ◆スケジュール

6月中旬 募集開始

7月上旬 採択通知

7月中旬～下旬 サンプルのサンティアゴ (チリ) への発送

8月中旬～下旬 サンプルのサンティアゴ (チリ) 到着、通関対応

9月末～10月初 試食商談会 (サンプル・カタログを来場したバイヤーに紹介)

10月以降 関心を示したバイヤーとのオンライン商談を実施

##### ◆参加形式：サンプル輸送

- ・参加者には現地にサンプルを送付いたします。
- ・サンプル輸送は原則として、ジェットロが委託するチリの事業者をサンプル輸入者とします。
- ・サンプルの発送準備および発送方法は、サンプル輸入者の指示に従っていただきます。

##### ◆費用負担内訳

###### <ジェットロの負担>

- ・チリにおけるサンプルの引き取りから会場までの輸送・保管に係る費用
- ・試食商談会の設置・運営に係る経費

###### <事業参加者の負担>

- ・食品サンプル費 (出品する食品サンプル代)
- ・チリまでのサンプルの輸送費・関税・関連費用等

##### ◆募集企業数

- ・約15社

##### ◆商品数

- ・各社最大3商品まで

## 6. 地域別募集内容 (2) サンティアゴ（チリ）

### GGWカタログ紹介事業

#### ◆概要

新たにチリ向けに日本産食品の販路開拓を目指す企業のオンライン・商品カタログを作成し、これを通じて商品紹介を実施します。関心を示したバイヤーとは、オンラインで商談を実施していただきます。

#### ◆対象商品

加工食品全般

※常温での賞味期限が1年以上のもの。

※海外輸出実績を有する事業者の商品を対象とします。

※生鮮食品（肉類、鮮魚、野菜）や乳製品は、本事業の対象外とします。

#### ◆スケジュール

7月上旬 出品者確定

8月以降 オンライン商品カタログをバイヤーへ紹介、関心を示したバイヤーとのオンライン商談を実施。

#### ◆参加形式：カタログを通じた商品PR

・参加企業の商品のオンライン・商品カタログを作成します。

関心を示したバイヤーとのオンライン商談を実施します。

※バイヤーの商品への理解を高めるため、①にも併せて参加されることをお勧めします。

#### ◆募集企業数

・約15社

#### ◆カタログ掲載商品数

・各社最大3商品まで

## 6. 地域別募集内容

### (3) ヨハネスブルク（南アフリカ）

## 商談会・通年商品紹介

**!** ヨハネスブルクへの国際輸送費、輸送に際して必要となるすべての経費は出品者負担となります。

#### ◆基本情報

期間：2026年10月26日（月）13:00～16:00（予定）

※現地渡航を前提とする商談会です。現地でのご参加をぜひご検討ください※

設置会場：ヨハネスブルク市内レストラン

参加バイヤー：酒類インポーター・ディストリビューター・リテラー・飲食店・ホテル関係者等

#### ◆スケジュール（予定）

7月～8月 募集締切、採択通知、国内倉庫への納品・輸送

10月26日 展示商談会開催

11月以降 フォローアップ（イベント後も随時オンライン商談組成）

#### ◆対象商品（以下の全てを満たすこと）

- ・清酒、日本産ウイスキー ※左記をベースにしたリキュール含む
- ・輸入規制や検疫条件等に合致したもの
- ・輸出価格（見込でも可）を開示できるもの
- ・常温品（サンプルは常温でヨハネスブルクへ輸送されます）

#### ◆有望商品（一例）

- ・フルーティーな味わいのある商品
- ・プレミアム感のある商品（主にレストラン）
- ・スーパーマーケット向け商品
- ・スパークリング清酒

#### ◆特徴

##### ①来場者向けサンプル試飲機会の提供

- ・バイヤーを会場に招待しサンプルの試飲機会を提供します。

##### ②現地バイヤーとの商談アレンジ

- ・サンプルの試飲で商品に関心を持ったバイヤーと商談を設定します。また出品者のご要望に基づく最適なバイヤーとの商談・対話機会をアレンジします。
- ・参考資料として事務局が出品者カタログを作成し、参加バイヤーへ配布します。

##### ③展示商談会終了後のフォローアップ実施

- ・イベント終了後、事務局にてバイヤーへのフォローアップを行い、出品者の個社支援を行います。

##### ④市場視察ミニツアーの実施

- ・イベント翌日（10月27日（火））にバイヤー（リテラー、レストラン）の店舗訪問を予定しています。

#### ◆募集企業数 25社程度

応募者多数の場合は商談会へのリアル参加が可能な企業や代理参加者による商談対応が可能な企業を優先的に採択する可能性があります。ただし、日本酒ソムリエを目指す南ア人研修生による代理プレゼンテーション、オンライン商談アレンジ等代替の参加方法をご用意する予定ですので、リアル参加や代理参加者の手配が難しい場合はお気軽に事務局にご相談ください。

#### ◆提案商品数

STEP2でご登録いただいた商品のうち、**最大3商品・銘柄。1商品・銘柄あたりサンプル5本**のご提供が必要です（応募状況により追加でのご提供が可能な場合があります。詳細につきましては追ってご案内いたします）。なお、商社・代理店等によるお申込み・ご参加の場合、必ず事前に酒蔵・蒸留所の承諾を得てください。また会場の都合上、**商社・代理店等が複数の酒蔵・蒸留所の代理で参加する場合においても、合計で3商品・銘柄まで**の応募とさせていただきます。

#### ◆留意点

・輸出入手続、通関及びヨハネスブルクまでの輸送に係る実費相当分として、1社当たり10万円前後（1商品・銘柄エントリーの場合の目安。輸送価格の変動等により変更する場合がございます）の輸送関係経費の負担をいただきます。ただし、実際の輸送商品、サンプル量等により税金額も異なりますので、各事業者ごとにご負担いただく費用が異なります。金額確定後、輸送業者より請求書が発行されます。

・商品輸送の案内につきましては、出品者確定後に輸送業者より案内いたしますので、輸送業者が指定する国内指定倉庫まで商品輸送をお願いいたします。



昨年度ジェトロ・ヨハネスブルクが開催した日本酒展示商談会の様子

## 7. キャンセル規定

・ 出品確定後、自己都合で出品をキャンセルされる場合は、早急にメールにてジェトロまでご連絡ください。

・ 輸送連絡が開始してからの出品者の自己都合によるキャンセルは、キャンセル料が発生する場合がございます。

・ 自己都合によるキャンセルは、以降のグローバル・ゲートウェイ事業にかかる出品者の選考において考慮される場合があります。

## 8. 出品者選考について

ご登録いただいた「企業・商品情報」をもとに、以下の審査項目に則してジェトロが出品者を選考します（選考の詳細は回答致しかねます）。なお、政府からの要請により、米国関税措置の影響を受けている企業については選考時に加点评価いたします。

1. 出品物が、当該事業で定める有望商品に合致するか
2. 出品物の品質、価格、物流面での要件等が現地で受け入れられるものか
3. 出品により新しい海外市場の開拓が期待できる商品か
4. 応募者の輸出に取り組む姿勢（戦略・目的・出品に向けた取組み）
5. 応募者の認証取得等
6. 応募者の商流
7. 前年度の参加事業における成約実績
8. 日本で登記している事業者か
9. 「戦略的輸出拡大サポート事業」のうち輸出プロモーターによる支援対象企業か
10. 過去のルール遵守状況、自己都合によるキャンセル状況

※ 出品商品のうちジェトロが市場性等を鑑み採択商品を決定させていただく場合がございます。

## 9. Japan Streetへの商品掲載について

本事業の申し込み時にご登録いただいた商品は、ジェトロバイヤー向けプラットフォーム「Japan Street」に掲載いたします。



「Japan Street」はジェトロの基準を満たす限られた海外の有力バイヤーのみが閲覧可能なオンラインカタログサイトです。ご登録を頂くと、ジェトロが常時バイヤーに商品を案内します。バイヤーはオンラインカタログ上で手軽に商品を検索することができ、ジェトロはおすすめ機能をもとにバイヤーへ商品を紹介します。バイヤーが関心を示した場合、出品者にはジェトロ経由で見積や商談（オンライン含む）の連絡をします。

ジェトロ招待バイヤー専用 オンラインカタログサイト（Japan Street事業：

[https://www.jetro.go.jp/services/japan\\_street.html](https://www.jetro.go.jp/services/japan_street.html)）

# 10. 留意事項

1. 本事業は、「新規輸出 1 万者支援プログラム」と「日本の食輸出 1 万者支援プログラム」との連携事業となっています。お申し込み時に「輸出に対する新たな取り組みであること」が確認できた場合は「新規輸出 1 万者支援プログラム」に、「農林水産物・食品の輸出拡大に該当すること」が確認できた場合は「日本の食輸出 1 万者支援プログラム」にそれぞれ登録いたします。
2. 本案内書に定めのない事項は、ジェットロがその対応を決定します。政府の方針等により内容が変更される可能性がある旨、ご了承ください。
3. ジェットロは、サービスの品質向上のため、商談会の内容の全部又は一部を録音、録画することができるものとします。
4. 提出いただいた情報は、本事業運営のために利用するとともに、ジェットロ内のデータベースに登録し、関連事業、ジェットロ及びJFOODOからの連絡のために利用します。データベースに登録した情報のうち、社名、ホームページアドレス、商品名、商品写真、商品分類、商品用途及び国内小売価格をバイヤーに提示し、ジェットロが日本商品を所望するバイヤーに紹介するために利用します。また、本商談会に関するプレスリリース、ジェットロホームページ等において、企業情報や参加物の情報等を公開する場合がございます。あらかじめご了承ください。
5. 商談会会期中及びその前後において、商談相手又はジェットロから提供された情報及び資料は、お客様限りで使用するものとし、当該情報等を第三者に提供してはいけません。ただし、提供者の明示の承諾がある場合には、この限りではありません。
6. 本商談会に関する映像、画像、テキスト、音声若しくは関連資料等のコンテンツの全部又は一部（以下「本コンテンツ」といいます。）に関する著作権は、ジェットロ、その他の著作権者（以下「著作権者」といいます。）に帰属します。
7. 著作権者の書面又は電磁的方法による承諾を得ずに、本コンテンツの複製（録画、録音のほか、静止画でのキャプチャ取得等を含みますが、これに限られません。以下同じ。）、上映、公衆送信（送信可能化を含みますがこれに限られません。以下同じ。）、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等をしてはいけません。万一、これに違反した場合には、直ちにサービスの全部又は一部の提供を中止させていただきます。
8. 本コンテンツを、ジェットロの承諾を得ずに、複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等することは、著作権を侵害する行為であり、その利用者は、刑事責任を問われる可能性があります。また、これらの行為は、商談相手等のプライバシー権、肖像権等を侵害する行為でもあります。
9. 本案内の記載に反する行為があった場合や申し込みフォームに虚偽の記載をした場合は、申し込みを無効とし出品をお断りすることがあります。また、今後ジェットロが実施する事業の選考において不利となることがあります。
10. 出品申込をした企業又はその役員が違法な行為又は違法ではないが著しく不正な行為を行った疑いが明らかとなり、出品することがジェットロの信用を毀損する恐れがある場合は、出品をお断りすることがあります。
11. 申し込みフォームの記載内容に変更がある場合、ジェットロにお知らせください。なお、申込締切日を過ぎてから内容を変更される場合、その内容によっては変更に応じられないことがあります。
12. 出品募集締め切り後であっても、現地規制の変更によって出品ができなくなることがあります。
13. 相応の理由なしに出品をキャンセルされた場合や、アンケート等へご協力いただけない場合には、今後ジェットロが実施する事業の選考において不利となることがあります。
14. 出品する権利を転貸、売買、交換、譲渡することはできません。
15. 外国為替および外国貿易法などの国内法令に定めのあるものの出品については、出品者の責任において事前に必要な許可等を取得してください。
16. 商品サンプルは法令に照らして適法に輸送して下さい。違反した場合は、今回又は今後の出品をお断りすることがあります。
17. ジェットロは、本商談会の成果（お客様に関する成果を含みます。）又は本コンテンツの全部若しくは一部を、その裁量により公表する場合があります。お客様は、これを承諾し、これに関し、何らの人格権も行使しないものとします。
18. 前各項に定めるほか、本サービスの利用に関し、以下の各号及びジェットロの指示を遵守します。
  - (1) 本イベントのアクセスURL、ID、パスワード等については、ジェットロからの別段の指示がない限り、第三者に開示してはいけません。
  - (2) 不正アクセス防止のため、アカウント名には、ご本人と分かるように氏名（フルネーム）をご記載ください。
  - (3) 機密性の高い情報や個人情報（氏名を除く）を共有することは、お控えください。
  - (4) 本イベント参加時には、第三者がPC等の画面を視認できない環境にて、ご参加ください。

- 19.本商談会の実施及び参加についての法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠します。
- 20.本商談会の実施及び参加についての法律関係及び派生する権利義務については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって、第1審の合意管轄裁判所とします。

## 1 1. 免責規定

- 1.本商談会において、商談相手又はジェットロより提供される情報については、ジェットロが正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありませんので、当該情報の採否は、お客様自身の判断、責任において行ってください。本イベントでの提供情報に関連して、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
- 2.本商談会の実施に際し、ジェットロは、WEB会議システム等の作動安定性を保証するものではなく、WEB会議システム等の障害、通信状況、お客様の設定環境、その他の事由により、その提供が不能となり、中断し、若しくは、完全な映像又は音声を提供できなくなり、又はPC等の端末や関連アプリケーションに故障、不具合を生じる可能性があります。これに起因又は関連し、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
- 3.ジェットロは、以下の各号に該当する場合、本イベントの実施日時、内容を変更し、本イベントの全部又は一部の実施を予告なく中止し、又は、お客様の一部の参加を中止させることがあります。これに起因又は関連し、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
  - (1) 天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力事由が生じたとき
  - (2) 前項に定めるシステム等の不具合が生じ又は生じるおそれがあるとき
  - (3) 利用条件から外れるなど、お客様の状況が変化したとき。
  - (4) 前号のほか、お客様がジェットロの指示、条件又はジェットロとの合意事項に違反したとき
  - (5) お客様のPC等の端末環境、インターネット回線及びアプリケーションの状況にセキュリティ等のリスクが存在するとき
  - (6) お客様が反社会的勢力に実質的に関与することが判明した場合
  - (7) お客様が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき、又はその疑いが生じたとき。
  - (8) 前各号に定める他、ジェットロが相当と判断したとき。
- 4.ジェットロは、オンライン商談を構築するWEB会議システム及びインターネット回線等がコンピュータウイルス感染、不正アクセス及びクラッキング等（以下「システム侵害等」といいます。）の被害を受けないように、ジェットロの個人情報保護規程に定めるセキュリティ基準を遵守のうえ、適切な予防措置を講じるように努めます。
- 5.前項の規定にかかわらず、システム侵害等が発生し、企業情報、個人情報その他の情報が漏洩した場合であっても、ジェットロは、前項における義務を超えて、お客様に対し一切の責任を負わないものとします。
- 6.商談会会期中及びその前後を通じて発生した傷病、事故、盗難、破損等のいかなる損害についても、ジェットロは一切の責任を負いかねます。

## 1 2. お問い合わせ

ご不明点がございましたら以下のフォームよりお問い合わせください。

[https://www.jetro.go.jp/form5/pub/afb/ggw\\_inquiry2026](https://www.jetro.go.jp/form5/pub/afb/ggw_inquiry2026)